

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成30年7月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、口に定める特例設備を新たに使用する際に、口に定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、口(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、口(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等に口に定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、口(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）において口(ロ)に定

める特例設備以外の負荷設備があること。

- (ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
 - a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。
 - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
 - (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (二) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

- (イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

- (ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担

金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ(工事費の負担)の適用については、59(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものといたします。

3 口座振替により料金を支払われるお客さまについての特別措置

(1) 適用条件

従量電灯として電気の供給を受けるお客さまで、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

イ お客さまが指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること(以下「口座振替」といいます。)。ただし、当社が、口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場合を除きます。

ロ 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。

ハ 前月の検針日において、支払われていない料金(当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。)がないこと。

(2) 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は、前月の料金を(1)に定める支払方法により支払われた場合には、従量電灯によって料金として算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。

ロ 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	54 円 00 銭
---------	-----------

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気特定小売供給約款附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワットを増すごとに
最初の 30日まで	4,268円82銭	5,984円53銭	9,326円91銭	12,715円57銭	2,089円01銭
30日をこえる 1日につき	31円75銭	42円31銭	86円99銭	134円01銭	54円08銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワットを増すごとに
1日につき	26銭7厘	53銭2厘	1円06銭6厘	1円59銭8厘	53銭2厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。